



いばらき

農業委員会だより

令和元年9月
(創刊昭和50年11月)

第171号

編集・発行

茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)



座談会で挨拶する大上会長

「10年後の地域農業を見据え、農地・農業を守るために必要なことは何か」「次世代へどのように引き継ぎ、また、維持するのか」など、地域農業の課題や問題点を地元農家の方々と話し合うため、茨木市農業委員会は、大上会長、小濱副会長、大神農業委員、岡農業委員、浅井農地利用最適化推進委員が出席し、地元実行組合の協力を得て、地元農家など27人が集まり、6月22日、大字下音羽にあるはつぴいハウスにて座談会を開催しました。

まず、開会の挨拶にて大上会長は、「地域のみなさんの協力により、現在、

見山地区にて座談会を開催 ～将来を考え集落で話し合い～



農地を守り維持しているが、今後5年から10年先を見据えて取り組まなければならぬ。「見山の郷」への支援なども含め、地域農業の将来のあり方について話し合い、各地域においても話し合いを重ねて欲しい」と述べました。

次に、オブザーバーとして大阪府農業会議から鈴木専務理事兼事務局長を迎え、「かけがえのない農地と担い手を守り、活かす『新・大阪農業リフレッシュ運動』」について説明があり、

「今後、地域の農業をどのようにして守っていくかを、農業委員及び農地利用最適化推進委員が積極的に府、市、大阪府みどり公社、JA、実行組合などの関係機関と共に地域の話し合いに参画していくことが重要である。また、今後の方針を決め、事業を計画する場合、現世代の決定が次世代に時間や財政などの負担をかけることになるため、このような話し合いは、様々な年齢層との協議を重ねながら決めていくことが大切」と述べられました。

地域農業者からの意見

一方、話し合いでは、大神農業委員の進行のもと、参加者から様々な意見な



座談会の様子

どが出ました。

まず、①話し合いの体制について、「市も府も同じような説明会や話し合いが行われているため、一本化を望む」

「参加するのは、いつもメンバーが固定しているの、今後は若い人たちが積極的に参加して欲しい」との意見が出ました。

次に、②営農状況や意向について、「高齢になり、自ら耕作することが年々難しくなっているため、誰かに頼みたい」「農地の維持は、草刈のみが限界」「ほ場整備を行っていないため、耕作を続けるのは難しい」「水が入ってこないで水稲は難しく、畑作をするには手間がかかるため所有農地のすべてを耕作することが困難」など、現



農業用ため池の所有者や管理者は届出が必要です

決壊による災害防止に活用

昨年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しました。

このため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年7月1日に施行され、農業用ため池の決壊による災害を防止することを目的に、所有者や管理者の情報を把握することとなりました。これに伴い農業用ため池は届出が必要となります。

届出をすべき人は?

農業用ため池の所有者や管理者は、ため池に関する情報を府に届け出る必要がありますが、当面は市農とみどり推進課で届出の受付を行います。

届出が必要となるため池は?

届出が必要となるため池は、農業用に利用される全てのため池です。(ただし、市及び財産区が所有しているため池を除く。)

現在、農業用に利用されていないため池でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

届出の期限は?

既に利用されているため池は、本年12月末までに、新設する場合は遅

滞なく届出をする必要があります。

形状変更が制限され、次の場合は府へ直接手続が必要となります。

ため池を廃止する場合は? ため池を廃止する場合や代表者の変更等届出内容に変更があった場合は、遅滞なく変更申出書を府に届出することが必要です。

①堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可が必要となります。

防災上重要な農業用ため池を特定農業用ため池に指定

決壊した場合にため池下流域に、被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、府が「特定農業用ため池」に指定します。

特定農業用ため池に指定されると?

特定農業用ため池に指定されると、

届出の様式は府ホームページに掲載(H.P.府 農業用ため池を所有・管理している皆様へ) <http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei-seibi/fameikesimpou/index.html>

②防災工事を実施する場合は、防災工事計画の届出が必要となります。

第45回農業祭

～都市と農村のふれあいを求めて～

11月16日・17日開催

当日は、農林産物品評会や展示販売、各種アトラクション等を予定しています。皆さんお誘い合わせの上、ご参加ください。

開催日

11月16日(土) 午前9時～午後4時
11月17日(日) 午前9時30分～午後3時

会場

市役所前中央公園 南グラウンド及び森のエリア



昨年の農業祭

令和元年度茨木市農林業施策

茨木市では、令和元年度農林業関連(農業委員会経費を含む。)として、4億2336万2千円の予算を確保し、次の事業を実施いたします。

- ① **農業生産基盤の整備**
水路や農道などの生産基盤施設の維持工事、実行組合長会等が実施する施設整備に対する補助を行います。
- ② **経営所得安定対策の実施**
水田活用や畑作物に対する直接支払交付金など、経営所得安定対策の事務を実施します。
- ③ **農の担い手の確保・支援**
国の事業を活用した新規就農者支援を行うほか、都市住民の農業体験を支援につなげます。
- ④ **都市と農村の交流、農のPR**
農業祭等での農のPRや市保有地における市民農園の運用に努めます。
- ⑤ **有害獣対策の実施**
猟友会との協働による捕獲活動の実施や、進入防止柵等に対する補助を行います。
- ⑥ **安心・安全な農産物栽培への支援**
府と連携したエコ農産物栽培認定などのほか、れんげ米栽培の取組を拡大し、れんげ栽培のみにも新たに助成します。
- ⑦ **新たな農業施策構築に向けた調査等の実施**
多様な農業者によるワークショップ等を行い、販売先や新規作物など協働で取り組むモデル事業の構築を目指します。
- ⑧ **遊休農地の解消**
農業委員会と連携し、実態や意向の調査及び指導を継続実施します。
また、府の準農家制度や農地中間管理機構などを活用した利用権設定を推進するほか、集落営農組織に農業機械の貸与支援を継続します。
- ⑨ **ため池防災・減災事業や清掃に対する補助**
ため池管理者と連携し、万一のときに役立つハザードマップを作成するほか、水草処理やごみ処分に対する補助を継続実施します。
- ⑩ **農地多面的機能支払交付金事業**
農業者等による農道・水路等の維持保全活動と併せて実施する景観保全活動に対する補助を行います。
- ⑪ **森林整備の推進など**
森林組合が実施する森林整備に対し補助を実施するほか、林道の保全を実施します。
- ⑫ **市民参加による里山保全の推進など**
森林サポーター養成講座の開催や、企業ボランティア等による森づくりを支援するなど、森林保全整備に努めるほか、都市緑化も推進します。

農業委員会は、4月23日、市役所南館において、福岡市長、下野市議会議長、岡本農業協同組合代表理事組合長、井上副市長、吉田産業環境部長を来賓に招き、委員総会を開催しました。

当日は、平成30年度の茨木市農業委員会活動の報告とともに、平成31年度茨木市農業委員会活動計画等を議決しました。

管内の農家数は1239戸あり、国認定農業者は10経営体、大阪版認定農業者は130経営体ですが、認定農業者等の担い手を確保することが難しくなっています。

このような中、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、1経営体を目指します。

また、これまで利用集積された農地面積は14.4haで、集積率は2.5%と

なっていますが、関係機関と連携を図り、貸し手、借り手の意向等の情報収集及び提供を強化し、14.9haの利用集積を目指します。

遊休農地及び違反転用への対応について

管内の農地面積576.53ha(国の耕地面積統計等に基づき算出)のうち、遊休農地の割合は0.44%(2.53ha)となっています。

農業委員会では、ふるさと農業再生委員会及び都市農政対策委員会を中心に、農地パトロールを行い、遊休農地の発生防止及び違反転用の未

然防止に努めるとともに、遊休農地1haの解消を目指します。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針を決定

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」について目標と推進方法を決定しました。

詳しくは、茨木市農業委員会ホームページをご覧ください。

平成31年度農業委員会活動計画を決定

農業委員会委員総会を開催

担い手への農地の利用集積・集約化等について

農業委員会では、遊休農地の状況等を把握するため、毎年、市内全域の利用状況調査を実施しています。

今年度も、8月下旬から9月にかけて、農地パトロールを実施します。

農地が遊休化すると、雑草や雑木が繁茂し、病害虫や火災、不法投棄の発生原因となるおそれがあり、周辺農地や近隣住民に大変迷惑を及ぼします。適正な農地の管理をお願いいたします。

調査の際には、農地に立ち入ることありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。



農地パトロールの様子

をお願いいたします。

遊休農地解消に向け農地パトロールを実施

状の厳しさを訴える意見が出ました。

また、③担い手不足や後継者の問題では、「息子は定年にならないと帰ってこない」「兼業農家は給与や老後の年金からの補填も少なくないため、子に引き継がすのは酷」「他の地域から担い手を招き入れるには、空き家を活用し、人を取り込むなど地元支援が必要」といった意見がありました。

次に、④集落営農に関して、「立ち上げ当初は、収支のバランスが取れていたが、現在はマイナス運営が

続く」「耕作できない農地が増えてきている」「水不足で水稲ができない農地は、作物を大豆などに変更するなど、対応している」「現在の組合員では営農可能だが、10年後、続けていくことは困難」など集落営農においても後継者不足の問題などが挙げられました。

結びに、大神農業委員から「この座談会での意見を営農活動に活かせるよう、各集落にて今後、話を前向きに進めていただきたい」と述べ閉会しました。

農地の集積・集約化に向け農地中間管理事業法等を見直し

担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律等が改正されました。

改正により、農地の集積・集約化に向け、地域の話合いを促す仕組みが整備されるとともに、農地中間管理事業の手続が簡素化されました。

地域における農業者等による協議の場の実質化

農業者の減少・高齢化の進展に伴う担い手不足、耕作されずに放置される遊休農地の増大といった課題を解決するには、集落等の地域において、農業者等による話合いから始め、地域農業の将来構想を作成する必要があります。

人と農地の問題を解決するための実質的なプランを作成するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の話合いへの出席、農業委員会や

市が把握している地域内の農地の利用状況や後継者の確保の状況等を地図化し、話合いを進めることとされました。

農地中間管理事業の手続を簡素化

農地中間管理機構が、農地を借受、転貸する手続について、申請から貸出までの期間の短縮、借受人が農地中間管理機構に毎年行っていた農地の利用状況報告が廃止されました。

集積計画による一括処理のイメージ

